

精神科救急医療に係る移送支援業務委託 企画提案要領

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

精神科救急医療に係る移送支援業務

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 委託料の積算の上限額

37,062,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

※令和8年度群馬県一般会計予算の成立を前提とします。

(4) 実施方法

- ・公募型プロポーザル方式（企画提案を募り、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査）により、優先交渉者1事業者を決定します。
- ・なお、プロポーザル参加に係る諸経費は、全て参加事業者の負担になります。

(5) 企画提案の内容

「精神科救急医療に係る移送支援業務委託仕様書」のとおりとします。

2 応募資格

次の（1）～（3）の全ての要件を満たしていること

- (1) 当該委託業務を的確かつ円滑に遂行する体制、専門的知識及び経営基盤を有していること
- (2) 当該事業所を管轄する消防（局）長から、患者等搬送事業者としての認定を受けていること
- (3) 次の欠格事項に該当しない者（法人にあっては法人及び代表者）
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 群馬県の入札参加制限を受け、その期間が終了していない者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）
 - エ 暴力団、暴力団員又は暴力団員など社会的に非難されるべき者と関係を有する者
 - オ 本店所在地において、国税、都道府県税、市町村税の滞納をしている者

3 スケジュール

- (1) 企画提案募集開始 令和8年1月9日（金曜日）
- (2) 応募期限 令和8年2月6日（金曜日）午後5時 必着
- (3) プrezentation及びヒアリング 令和8年2月18日（水曜日）午後2時から（予定）
- (4) 受託の優先交渉者決定 (3) の後、速やかに

(5) 契約締結

令和8年4月1日（水曜日）

4 応募手続き等

(1) 提出書類（すべてA4サイズに統一）

- ア 企画提案書表紙（別添様式第1号）
- イ 企画提案書（別添様式第2号）
- ウ 業務実施体制（別添様式第3号）
- エ 類似業務の主な事業実績（別添様式第4号）
- オ 法人等及び代表者が欠格事項に該当しない旨の申告書（別添様式第5号）
（※注）
- カ 暴力団排除に関する誓約書（別添様式第6号）（※注）
- キ 課税事業者届出書（別添様式第7号）又は免税事業者届出書（別添様式第8号）
- ク 「患者等搬送事業者」の認定を受けていることを証明するものの写し
- ケ 提案に関連する資料等（任意様式）
- コ その他必要な資料等（任意様式）
- サ 添付書類
 - a. 法人にあっては登記事項証明書、法人でない者については代表者の身分証明書の写し（※注）
 - b. 直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書又はこれらに類する書類（※注）
 - c. 法人等のパンフレット等（ただし、既存のものがある場合のみで可）

（※注）オ、カ並びにサのa及びbについては、「物品等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要です。

*その他、群馬県こころの健康センターが必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

なお、優先交渉者として選定された事業者からは、契約時に改めて見積書を提出していただきます。

(2) 提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送（（簡易）書留に限る）により提出してください。

イ 提出先

〒379-2166 群馬県前橋市野中町368

群馬県こころの健康センター救急支援係

ウ 提出期限

令和8年2月6日（金曜日）午後5時 必着

エ 提出部数

10部を提出してください。

(3) 応募書類の取扱い

- ・応募書類は返却いたしません。
- ・審査の必要上、複製を作成することができます。

(4) その他

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
- ・企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とすることができます。
- ・提出後に辞退する場合は、群馬県こころの健康センターあてに速やかに連絡とともに、その旨を書面にて提出してください。

5 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付けます。

(1) 受付期間 令和8年1月28日（水曜日） 午後5時まで

(2) 質問様式 質問票（別添様式第9号）による。

(3) 提出方法 電子メールによる。

（電子メールアドレス） kokoro@pref.gunma.lg.jp

※件名は「【質問】精神科救急医療に係る移送支援業務委託」としてください。

※電子メールの送信後、以下まで電話連絡をお願いします。

（電話）027-263-1166（救急支援係あて）

6 プрезентーション及びヒアリング

審査に当たり、選定委員会において、応募者のプレゼンテーション（15分）及びヒアリングを実施します。なお、欠席の場合は失格とします。

(1) 日 時 令和8年2月18日（水曜日） 午後2時から（予定）

※時間等の詳細については、応募者へご連絡いたします。

(2) 会 場 群馬県こころの健康センター（前橋市野中町368）

(3) その他 可能であれば、業務に使用する車両の持込みをお願いします。

選定委員による車両の実見を行います。

なお、車両の持込みがない場合であっても、審査において不利な扱いを受けることはありません。

7 審査

応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、以下の項目を審査し、受託の優先交渉者を決定します。なお、審査結果は、応募者全てに文書により通知します。

(審査項目)

- （1）委託業務の趣旨を十分に理解しているか。
- （2）委託業務の実施に十分な実施体制が確保されているか。

- ・従事者の確保
- ・使用する車両の状況
- ・業務を安全に行う体制
- ・業務拠点の状況

(3) 長時間になり得る業務へ対応できるか。

(4) 見積金額は適切か。

8 契約

- ・上記7において選定された者を事業の優先交渉者とします。
- ・企画提案がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定します。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

9 要領記載外の事項

本要領に定めのない事項、又はこの要領について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県こころの健康センターが定めるものとします。

10 注意事項

この業務の委託は、令和8年度群馬県一般会計予算が令和8年第1回定例県議会において原案どおりに成立することを前提としています。

原案どおりに成立しなかった場合には、この手続きの変更等（中止も含む）を行うことがあります。

なお、このことに伴い、事業者において損害が生じた場合、群馬県こころの健康センターはその損害について、一切負担いたしません。